



●区の花「さくら」●

あなたのプライバシーを守ります 個人情報保護制度を実施

4月1日から個人情報保護条例施行

問 合 せ

総務課文書係

個人情報保護制度

区民の権利利益の保護
信頼される区政の実現



区では、区民の皆さんをはじめ、さまざまな方々の住所、氏名、職業、収入その他の個人情報、保有、利用し、きめこまかな行政サービスに努めています。区が個人情報を利用することは、行政サービスを的確に行い、区民の皆さんの利便性を向上するために不可欠です。

もともと、区の職員は守秘義務を負っています。しかし、万一、個人情報が濫用されたり流出したりすると、大切なプライバシーなどの人権や利益が損なわれるおそれもあります。昭和62年に区では、「電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、区では、手作業による個人情報の保護にも一層万全を期す必要が生じました。

その後の社会の情報化の進展はめざましく、日常生活の中で区や民間事業者が提供するさまざまなサービスにとって個人情報の利用はますます不可欠なものとなっており、それとともに個人情報の保護にも一層万全を期す必要が生じました。

そこで、区では、手作業による個人情報の保護にも一層万全を期す必要が生じました。

個人情報とは

住所、氏名、年齢、職業、学歴、所得、資格、家族構成などの個人に関する情報で、誰に関するものがわかるものすべてをいいます。

区では個人情報を適切に扱います

- 収集の目的を明らかにし、必要最小限の範囲で原則として本人から収集します。
- 思想信条その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、原則として収集しません。
- 収集した目的以外での利用・提供は、原則として行いません。
- 保有する個人情報は、正確かつ最新の状態で保つよう、漏えい等を防止します。
- 個人情報を電算で処理するとき、事前に学識経験者や区民等で構成する個人情報保護審査会に諮問します。
- 個人情報を処理するための電算の外部結合は、原則として行いません。区民の福祉向上のため必要で権利利益の侵害のおそれがない場合は、審査会に諮問したうえで例外的に結合します。

区民の皆さんの権利を保障します

- 個人情報には本人がコントロールできるという「自己情報コントロール権」に基づき、どのような請求権を、手処理による情報も対象として、保障します。
- 自分に関する情報を見たいとき、誰でも区の機関が保有する自分に関する情報を見たいときは、請求することができます。
- 請求があったときは、原則として15日以内にお見せできるかどうか決定して通知します。
- 自分に関する情報の誤りを、正したいとき、区の機関で保有している自分に関する情報が誤っているときは、その訂正を請求することができます。
- 請求があったときは、原則として20日以内に訂正できるかどうか決定して通知します。
- その他、区の機関が保有する自分に関する情報を削除したいときや、目的外利用や外部提供を中止したいときも、請求することができます。

区民の皆さんの権利を保障します

- 個人情報には本人がコントロールできるという「自己情報コントロール権」に基づき、どのような請求権を、手処理による情報も対象として、保障します。
- 自分に関する情報を見たいとき、誰でも区の機関が保有する自分に関する情報を見たいときは、請求することができます。
- 請求があったときは、原則として15日以内にお見せできるかどうか決定して通知します。
- 自分に関する情報の誤りを、正したいとき、区の機関で保有している自分に関する情報が誤っているときは、その訂正を請求することができます。
- 請求があったときは、原則として20日以内に訂正できるかどうか決定して通知します。
- その他、区の機関が保有する自分に関する情報を削除したいときや、目的外利用や外部提供を中止したいときも、請求することができます。

区民の皆さんの権利を保障します

- 個人情報には本人がコントロールできるという「自己情報コントロール権」に基づき、どのような請求権を、手処理による情報も対象として、保障します。
- 自分に関する情報を見たいとき、誰でも区の機関が保有する自分に関する情報を見たいときは、請求することができます。
- 請求があったときは、原則として15日以内にお見せできるかどうか決定して通知します。
- 自分に関する情報の誤りを、正したいとき、区の機関で保有している自分に関する情報が誤っているときは、その訂正を請求することができます。
- 請求があったときは、原則として20日以内に訂正できるかどうか決定して通知します。
- その他、区の機関が保有する自分に関する情報を削除したいときや、目的外利用や外部提供を中止したいときも、請求することができます。

皆さんにも責務が

区は、個人情報の保護を図るために必要な施策を行う責務を負います。

区民の皆さんの権利を保障します

- 個人情報には本人がコントロールできるという「自己情報コントロール権」に基づき、どのような請求権を、手処理による情報も対象として、保障します。
- 自分に関する情報を見たいとき、誰でも区の機関が保有する自分に関する情報を見たいときは、請求することができます。
- 請求があったときは、原則として15日以内にお見せできるかどうか決定して通知します。
- 自分に関する情報の誤りを、正したいとき、区の機関で保有している自分に関する情報が誤っているときは、その訂正を請求することができます。
- 請求があったときは、原則として20日以内に訂正できるかどうか決定して通知します。
- その他、区の機関が保有する自分に関する情報を削除したいときや、目的外利用や外部提供を中止したいときも、請求することができます。



ポイ捨て防止条例
平成11年4月1日
スタート

環境美化推進重点地区

- ・吸い殻等の散乱が著しく、改善を必要とする地域で、積極的に環境美化に取り組む地域を、環境美化推進重点地区に指定できる。
- ・区長は美化重点地区において、区民等、事業者および団体と共同して、散乱の防止に関する施策を期間を定めて重点的に実施する。

千代田区一斉清掃の日

- ・区、区民等、事業者および団体が一体となり、清掃活動・環境美化促進を図るため、千代田区一斉清掃の日を定めることができる。
- ・毎年、一定の日を定め、その日を中心に一定期間、清掃活動や環境美化に関する啓発活動を行う。

指導または勧告

- ・公共の場所等に、吸い殻、空き缶等をみだりに捨てた者に対して、指導または勧告することができる。
- ・たばこ、飲料等の販売を行う事業者および自動販売機設置者等の措置が不十分であると認めるときは、改善を行うよう、指導または勧告することができる。

顕彰

- ・環境美化の推進に貢献した者に対して、顕彰を行うことができる。

区内の特に駅周辺の街路では、たばこの吸い殻や空き缶、紙くすなどの、いわゆる「ポイ捨てごみ」の散乱が目立ちます。

区では、多くの区民の皆さんや地元商店会・美化団体の「まちをきれいに」という切実な要望を受け、「吸い殻等の散乱防止対策検討協議会」を設け幅広く議論をしていただくなど、条例制定に向け検討してきました。

その結果、昨年12月の第4回区議会定例会において、「千代田区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」（通称「ポイ捨て防止条例」）が可決され、4月1日から施行します。

この条例は、区と区民の皆さんおよび事業者・団体が相互に協力し、清潔できれいなまちにするために、区内での吸い殻、空き缶等の散乱防止に努め、快適な生活環境や都市環境を確保することを目的としています。

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱を減らしていくためには、千代田区に住み、働き、集う、皆さんの「自分たちのまちを、自分たちできれいにしていこう」という熱意と地道な努力が大切です。

また、区民や通勤・通学者、来街者、一人ひとりのモラルの向上と、区、区民等、事業者・団体が協力して、まちをきれいにする仕組みづくりを整えることが不可欠です。

この条例は、地域の皆さんの美化活動を一層促進し、支援するとともに、区としても意識啓発活動などに積極的に取り組んでいこうとするものです。

皆さんの深いご理解とご協力をお願いします。

問合せ 環境保全課

事業者

会社、事業所、自動販売機設置者等

- ・事業所およびその周辺において、環境美化活動に努めること。
- ・たばこ、飲料等の販売を行う事業者は、消費者に対する意識の啓発、その他必要な措置を講じること。
- ・自動販売機設置者等は、缶・びん等の容器の回収および資源化に必要な措置を講じること。
- ・区が実施する環境美化施策に協力すること。

団体

- ・当該団体の構成員に対し、環境美化への意識を啓発すること。
- ・環境美化活動を推進すること。
- ・区が実施する環境美化施策に協力すること。

※事業所および学校については、区外から通勤・通学する従業員等にもこの条例の主旨を伝え、意識の啓発に努めてください。

清潔で

「千代

きれいな街づくりに向けて
やめようポイ捨て

4月1日木から

「千代田区ポイ捨て防止条例」
を施行します



区民等

区内在住、在勤、在学者、通過者、土地所有者等

- ・自宅およびその周辺において、環境美化活動に努めること。
- ・吸い殻、空き缶等の散乱を防止すること。
- ・歩行中に喫煙をしないこと。
- ・屋外で自ら生じさせた吸い殻、空き缶等を吸い殻入れ、回収容器等に収納し、または持ち帰ること。
- ・道路、公園、河川、学校その他公共の場所等に、吸い殻、空き缶等をみだりに捨てないこと（禁止規定）。
- ・区が実施する環境美化施策に協力すること。

務

区長(千代田区)

- ・環境美化意識の啓発と、区民等、事業者および団体が行う環境美化活動への支援等、総合的な施策の推進に努める。

捨てられて 散乱ごみになるもの

- ・たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くす、空き缶、空きびん、紙パック、ペットボトルなど



千鳥ヶ淵のさくらが 絵ハガキに

千鳥ヶ淵をはじめ、東京の桜の名所を描いた絵ハガキを、郵便局で発売しています。

問合せ くわしくは、お近くの郵便局へ。

区議会定例会

平成11年第1回区議会定例会は、3月3日から開かれています。

この定例会では、区長から「平成11年度当初予算」などの議案が提出され、審議されています。

問合せ 総務課、区議会事務局

簡易消火器を 差し上げています

区内在住で、75歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の方を対象に、簡易消火器(620g)を差し上げています。スプレー式なので、片手でご利用できます。

ご希望の方(代理の方でも可)は、住所と年齢の確認できるもの(健康保険証等)を持って、千代田区社会福祉協議会(区役所3階)へお越しください。

問合せ 千代田区社会福祉協議会(区役所3階) ☎ 3262-1584

高齢者の方に杖を 差し上げています

区内在住で、おおむね65歳以上の杖を必要としている方に差し上げています。

ご希望の方(代理の方でも可)は、住所と年齢の確認できるもの(健康保険証等)を持って、千代田区社会福祉協議会(区役所3階)へお越しください。

問合せ 千代田区社会福祉協議会(区役所3階) ☎ 3262-1584

投票できる方

東京都知事選挙
4月11日(日)
千代田区議会議員選挙
4月25日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

4月には、東京都知事選挙と千代田区議会議員選挙が行われます。

大切な一票を無駄にしないため、必ず投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局

投票所 入場整理券

投票日まで住んでいる方
選挙人名簿に登録されている方に、投票所入場整理券を郵送します。

投票するときは、必ず投票所入場整理券を持って、投票所においでください。

▼一般の不在者投票
仕事や冠婚葬祭などの予定がある方、レジャーや買い物などで投票日に投票区域内にいない方は、不在者投票ができます。

不在者投票期間
・東京都知事選挙 3月25日(木)～4月10日(日)
・千代田区議会議員選挙 4月18日(日)～24日(土)
※いずれも午前8時30分～午後8時

場所 区役所6階選挙管理委員会

必要なもの 入場整理券
▼指定病院等での不在者投票
投票所へ行けない方は、指定病院等で投票することができます。

▼郵便による不在者投票
両下肢・体幹の障害があり、身体障害者手帳1種1級または2級をお持ちの方は、郵便投票ができます。

郵便投票をする際は、「郵便投票証明書」が必要です。

※くわしくは、お問い合わせください。



スポーツ

スポーツ振興課（総合体育館内）
〒101-0047 内神田 2-1-8 ☎ 3256-8444

■空手道選手権大会
とき 4月4日(日)午前9時～
会場 総合体育館
対象 区内在住、在勤、在学者および千代田区空手道連盟加盟団体に所属する方
部門 個人戦組手＝有段者、有級者、一般
個人戦型＝小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、一般
競技方法 全日本空手道連盟競技規則による
運営 千代田区空手道連盟
費用 組手＝一般2,000円、高校・大学生1,500円
型＝一般1,500円、小・中学生1,000円
申込み 3月16日(火)までに、所定の申込用紙に費用を添えて、スポーツ振興課へ。
■みんな元気で歩こう会
とき 4月4日(日)午前9時30分区役所前集合・出発
コース 皇居内濠1周約6km(区役所前→千鳥ヶ淵→半蔵門→桜田門→大手門→竹橋→千鳥ヶ淵)
対象 区内在住、在勤者
運営 千代田区ラジオ体操会連盟
申込み 当日午前9時から区役所前で受け付けます。
■ジャズダンス教室
とき 4月9日～5月28日の毎週金曜日の計8回、いずれも午後1時30分～3時



生涯学習

生涯学習振興課（九段社会教育会館内）
〒102-0074 九段南1-5-10 ☎ 3234-2841

■サロンコンサート
とき 3月13日(土)午後2時～
会場 内幸町ホール（内幸町1-5-1）
出演 エコー千代田、麴町合唱団、千代田フィル室内アンサンブルほか
曲目 武田雅博編「ア・カペラでハモろう」より「夜のうた」ほか
問合せ 千代田フィル室内アンサンブル、藤田☎3695-2284
■千代田の杜「春のコンサート～日本の心～」
区内在住者のコーラスグループが、箏や尺八の演奏と一緒に歌う

社会教育会館

休館日の変更と有料化のお知らせ

■休館日の変更
4月から、九段社会教育会館と内神田社会教育会館（内神田2-1-8）の休館日が変更となります。
主な変更点として、祝日が開館日となります。
▼変更後の休館日
・第3月曜日（祝日にあたる場合は翌日）
・年末年始（12月28日～1月4日）
・臨時休館日
■有料化のお知らせ
4月から社会教育会館を利用する場合は、有料となります。利用料金は、右表のとおりです。
なお、区民の団体や高齢者の団体等については、利用料の減額や

■弓道個人戦大会
とき 4月11日(日)午前9時30分～
会場 総合体育館
対象 区内在住、在勤者
運営 千代田区弓道連盟
申込み 4月2日(金)までに、所定の申込書で、スポーツ振興課へ。
■リズムシェイプアップ
「チビッコ体操教室」も同時開催、親子でも参加できます。
とき 4月14日～6月30日の毎週水曜日（5月5日(金)を除く）の計11回、いずれも午後2時～3時15分
会場 総合体育館
対象 区内在住、在勤者30名(申込順)
※「チビッコ体操教室」は、参加者同伴の3歳以上就学前の幼児30名（申込順）
指導 坂井陽子氏（スポーツ指導員）

総合体育館の開館日が増えます

総合体育館の今までの休館日は、毎週月曜日（3月22日(月)は開館、23日(火)が休館）、毎月第3金曜日、年末年始（12月28日～1月4日）でしたが、4月からの休館日は、毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始となり、それ以外の日は臨時休館日を除き、開館します。
新たに開館となる日の利用方法は、つぎのとおりです。
▼第3月曜日を除く、月曜日
・プール＝午前中は団体利用、正午～午後8時30分は個人利用
・トレーニングルーム＝全日個人利用
○その他の各競技場＝全日団体利用
▼第3金曜日
・プール＝午前9時～午後5時までは団体利用、午後5時30分～8時30分は個人利用
・トレーニングルーム＝全日個人利用
○その他の各競技場＝全日団体利用
※祝日、振替休日の夜間（午後6時～9時）は、トレーニングルームを含む各競技場は団体利用。
問合せ スポーツ振興課

—いずれも—
問合せ 生涯学習振興課

▼九段社会教育会館利用料金（単位：円）				
階	部 屋 名	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 6時～9時
6	レクリエーションホール	1,600	2,100	2,600
	音 楽 視 聴 覚 室	1,000	1,300	1,600
	展 示 室 兼 集 会 室	800	1,000	1,200
5	第 5 集 会 室	400	500	600
	実 習 室	1,400	1,900	2,400
	第 1 集 会 室	800	1,000	1,200
4	第 2 集 会 室	400	500	600
	第 3 集 会 室	400	500	600
	第 4 集 会 室	400	500	600
3	学 習 室	1,000	1,300	1,600
	和 室 (大)	800	1,000	1,200
	和 室 (小)	400	500	600
2	談 話 室	団体（貸し切り） 全日2,000		2,000
	陶 芸 用 電 気 炉	素焼き（1回） 本焼き（1回）		2,000 3,500

▼内神田社会教育会館利用料金（単位：円）				
階	部 屋 名	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 6時～9時
8	絵 画 教 室	800	1,100	1,400
	音 楽 室	800	1,100	1,400
	映 写 室	800	1,100	1,400
7	第 3 集 会 室	1,000	1,300	1,600
	和 室	600	800	1,000
	茶 室	400	500	600
6	多 目 的 ル ー ム	1,000	1,300	1,600
	料 理 教 室	1,800	2,400	3,000
	第 1 集 会 室	500	600	800
5	第 2 集 会 室	800	1,000	1,200

申込み 電話または直接スポーツ振興課へ。
■春季テニス大会
とき 5月8日(土)、9日(日)（予備日は、5月30日(日)、いずれも午前9時～
会場 都立有明テニスの森公園（江東区有明2-2-22）
対象 区内在住、在勤者で千代田区庭球連盟に登録している方
※登録は随時受け付けています。
登録費は、1ペア＝1,000円、1チーム（20名まで）＝5,000円。
種目 男子ダブルス、女子ダブルス、ベテラングルース。
運営 千代田区庭球連盟
参加費 1ペア3,000円
申込み 4月15日(木)までに、所定の申込用紙で、スポーツ振興課へ。

記入例
往復ハガキの
ハガキ1000
申し込みの方
の
用紙
に
お
き
ま
す
。
（往）電話番号のその他
を
追
記
。



保健

神田保健所 〒101-0054 神田錦町3-10 ☎3291-3641代
麴町保健所 〒102-0093 平河町2-7-4 ☎3221-1311代

■「感染症予防・医療法」が制定されました。
感染症を取り巻く状況は、エイズ、O-157等の新たな感染症が出現したり、これまで制圧したと考えられていた結核、マラリア等の増加が問題になっています。
さらに、国際交流の活発化などにより、未知の感染症が上陸する恐れもあります。
これまでの感染症対応の基本法である伝染病予防法は、制定以来100余年を経過して、新しい時代の感染症に適切な対応ができなくなったため、昨年9月に「感染症予防・医療法」が成立し、4月1日から施行されます。その主な内容はつぎのとおりです。
○新法の基本的視点
▷集団の感染症予防から個人の感染症予防・治療へ
▷患者・感染者の個人情報の尊重
▷感染症を感染力と重篤性により類型化
▷危機管理の観点に立った迅速・

TOWNニュース

■ボランティアリーダー講習会参加者募集
こころ病む人たちと、お互いあえるがままの1人の人間としてつきあい、このまちで暮らしたい。そんな思いで開店したレストラン「クッキングハウス」。その10年の歩みを著した「不思議なレストラン」の著者のお話です。
どなたでも参加できます。
日時 3月17日(木)午後2時30分～4時30分
場所 いきいきプラザ一番町（一番町12）
講師 松浦幸子氏（クッキングハウス主宰）
定員 40名（申込順）
申込み 3月6日(土)から電話、ファクシミリまたは直接ちよだボランティアセンター（☎3265-0882 〆3265-6474）へ。
■「は・あ・とプラン」福祉モニター募集ノ
千代田に住む方はもちろん、働く方も一緒に地域福祉について考えてみませんか。
応募資格 区内在住、在勤の18歳以上の方
募集人員 30名（選考）
活動内容 区内の地域福祉関連情報の提供と、年2～3回のモニター会議への出席など。
任期 2年間（4月～平成13年3月まで）
応募方法 3月26日(金)（必着）までに、往復ハガキに住所、氏名、年齢、職業、応募の動機を書いて、千代田区社会福祉協議会地域福

感染症に関する情報の収集および公表、患者等の健康診断、入院、移送、消毒その他の措置、疫学調査、家族・関係者の健康診断、交通制限、立入制限、申請に基づく入院医療費の支払い等を行います。
○皆さんのご協力を
国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払い、また、感染症の患者等の人権が損なわれることのないようにしなければなりません。
感染症にかかっていると思われるときは、保健所等で健康診断を受けるください。その結果、入院勧告を受けたら、感染症指定医療機関に原則72時間入院します。
72時間以上の入院は感染症診査協議会で診査の上決定します。この措置については審査請求等ができます。
入院の際は、疫学調査（質問・調査）に、退院後は検便等の健康診断にご協力ください。
※入院費は、健康保険と公費で全額負担されます。
問合せ 保健衛生部管理課（神田保健所内）

類 型	性 格 お よ び 感 染 症 名	主 な 対 応
1 類 感 染 症	危険性が極めて高いペスト、エボラ出血熱、ラッサ熱等の感染症	原則として入院
2 類 感 染 症	危険性が高いコレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス等の感染症	状況に応じて入院
3 類 感 染 症	危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る、O-157（腸管出血性大腸菌感染症）感染症	特定業務への就業制限
4 類 感 染 症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づく必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって発生・拡大を防止すべき、インフルエンザ、エイズ、O型肝炎等の感染症	発生動向の把握・提供

※この他、緊急の対応の必要が生じた感染症についても「指定感染症」として、また、未知の感染症についても「新感染症」として、感染症に準じた対応を行います。

社課モニター係（〒102-8688九段南1-6-11☎3262-5844）へ。選考の結果は、4月下旬に通知します。
■ハンディキャプ「は・あ・と」貸出中ノ
高齢・障害などで歩行が困難な方に「ハンディキャプ「は・あ・と」」をお貸ししています。この車は会員制で運行しています。
また、「は・あ・と」の運行にご協力いただける運転ボランティアも募集中です。
対象 区内在住で、高齢・障害・病気・ケガなどにより歩行が困難な方。原則、付き添いの方が同乗できること。
利用料 無料（ただし、ガソリン代、高速料金等運行経費は、利用者負担になります）
利用時間 原則として、平日の午前9時～午後5時
申込み 利用希望日の1か月前から5日前までに、印鑑と住所等の確認できるもの（保険証、免許証等）を持って、千代田区社会福祉協議会（区役所3階☎3262-5844）へ。
※なお、運転手がいらない場合や利用時間、運行範囲等についてはご相談ください。

介護保険制度のあらまし

ービスが受けられます。
5 サービス計画の作成・サービスの利用
サービスには、在宅サービスと施設サービスがあり、どちらのサービスを希望するかは皆さんが選択します（要支援の場合には在宅サービスののみ）。
要介護と認定された方が在宅でサービスを受けるときは、介護支援専門員が、必要なサービスを組み合わせた介護サービス計画を作成します。
皆さんはサービスの提供者を選び、契約してサービスを受けます。
6 サービスの提供者
サービスの提供者は、都知事などの指定を受けた区や社会福祉法人、民間企業になります。
問合せ 介護保険準備担当課

介護保険法が平成12年4月から実施されます。
この制度が実施されますと、介護が必要となったときは、介護保険からのサービスを受けられるようになります。また、40歳以上の被保険者の皆さんには保険料を納めていただきます。
サービスを受けるには、つぎの手続きをさせていただきます。

1 サービスを利用できる方
65歳以上で、寝たきりや痴呆などで介護が必要となった方や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要となった方です。
なお、40歳から65歳未満の方は、老化に伴う特定の病気によって介護が必要となった方です。
区の窓口などに要介護などの認定申請をしてください。申請受付

2 訪問調査
申請後、区の職員などがご自宅を訪問し、食事や入浴などの日常生活動作や寝たきりの状況などについて調査します。
3 要介護の認定
区の設置する介護認定審査会が、「訪問調査結果」や「かかりつけ医の意見書」をもとにサービスが必要か、どの程度必要かについて全国統一の基準により判定し、区が認定します。
4 認定の結果
認定の結果を区からお知らせし、介護が必要と認定された被保険者は、要介護度に応じた介護サ

**ちよだパークサイドプラザ** (神田和泉町1 3864-8931)

☆プール休場 3月25日(木)~31日(木)の間、清掃のためプールを休場します。

☆映画会+ゲーム会 3月11日(木) 午後3時~4時、「サンダーバード」ほか

☆プラザこども劇場 3月17日(水) 午後2時30分~、人形劇団「なるにあ」による「ジャックと豆の木」

**児童館**

●西神田児童館(西神田1-3-4) 3294-0631

☆マジック&えいがショー 3月15日(月)午後3時~4時30分、マジッククラブの発表と映画を上映します。

☆公園であそぼう 3月17日(水)午後3時30分~4時30分、西神田公園へ行こう。

●神田児童館(外神田3-4-7) 3253-6021

☆観劇会 3月17日(水)午後2時~3時、劇団風の子による「小さい劇場—まる・さんかく・しかく—」

●四番町児童館(四番町1) 3234-3084

☆春の観劇会 3月19日(金)午後3時30分~4時30分、劇団すのこによる人形劇「とべ! ドードー」

☆映画会 3月25日(木)午後3時~4時30分「忍たま乱太郎—へムへムがない! の段—」「緑の猫」ほか

●一番町児童館(一番町10) 3230-0866

☆観劇会 3月10日(水)午後2時~3時、劇団やまいもによる人形劇「びんぼう神とふくの神」ほか

**高齢者センター** (神田神保町2-20 3265-3981)

■のびのびクラブ・さわやかクラブ参加者募集

とき・内容など 表1のとおり

費用 500円(昼食代)

申込み 電話で3月11日(木)~26日(金)の間にセンターへ。

■ふれあいクラブ会員募集

おおむね65歳以上でひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方が、手作りの昼食会や趣味の活動を通して、楽しく友達の輪を広げていく活動です。

とき・内容など 表2のとおり

費用 500円(昼食代)、各講習会の教材費は自己負担

申込み 電話で3月11日(木)~26日(金)の間にセンターへ。

■マッサージサービス

とき 3月16日(火)、17日(水)、いずれも午前10時~午後3時

対象 60歳以上の区内在住者

整理券 3月9日(火)から高齢者センターで先着120名に配布

■食事サービスのボランティア募集

ちよだボランティアセンターでは、高齢者センター主催の各種食事サービスを手伝っていただく方を募集します。

とき 月、水、金、土曜日のうち都合のよい午前10時~午後2時(月1回程度)

場所 一番町区民集会室、神保町区民館、富士見・和泉橋区民集会館、高齢者センター

活動内容 食事サービスの買い物、調理、後片づけ、会計など

申込み ちよだボランティアセンター 3265-0882

▼のびのびクラブ・さわやかクラブ とき・内容など

表1

名称	対象	とき	内容
のびのびクラブ (定員15名)	脳卒中などで機能障害のある方、高齢で心身機能が低下している方	第2・4月曜日	作業療法によるリハビリ、 昼食サービス(1食500円) や軽体操とレクリエーション
さわやかクラブ (定員25名)	おおむね65歳以上で高齢、虚弱などの理由で、家にひきこもりがちな方	毎週水曜日	音楽活動や軽体操などによるリハビリや昼食サービス(1食500円)

▼ふれあいクラブ(各定員20名) とき・内容など

表2

地区	とき	内容	会場
番町	第2・3・4金曜日正午~午後3時	手作り昼食とペン字講習会	一番町区民集会室(一番町10)
富士見	第1・3金曜日正午~午後1時	手作り昼食	富士見女性集会室(富士見1-6-7)
神保町	第1・2・3土曜日正午~午後1時	手作り昼食	神保町ひまわり館(神田神保町2-40)
神田公園	第1・3金曜日午後1時30分~午後3時	カラオケ講習会	中小企業センター(神田錦町3-21)
和泉橋	第2・4金曜日正午~午後3時	手作り昼食と詩吟講習会	和泉橋女性集会室(神田岩本町15)

**いきいきプラザ一番町** (一番町12 3265-6311)

■いきいき映画会「ビヨンドサイレンス」

聴覚に障害のある両親の間に育った少女が音楽の道を志し、苦しみながら大人の女性へと成長していく過程を描いた作品です。

とき 3月15日(月)午後6時30分~8時30分(午後6時開場)

定員 110名(当日先着)

■ロビーコンサート

庭園ロビーで、美しいハーブの音色をお楽しみください。

とき 3月26日(金)午後6時30分~7時30分

定員 150名(当日先着)

出演 佐々木冬彦氏

曲目 グラナドス「アンダルルーサ」ドビュッシー「月の光」、ハーライン「星に願いを」、ベート

ルズ(武満徹編)「ヘイ・ジュード」ほか

問合せ いきいきプラザ一番町事務局

■お話と実演「気功健康法」

中国の歴史ある健康法である気功についてのお話と実演です。

とき 3月18日(木)午後2時~3時30分

対象 区内在住者を優先して40名(申込順)

講師 孫維良氏(中国国立天津中医学院助教授)

服装 動きやすい服装

申込み 3月8日(日)~17日(水)の間に電話、ファクシミリまたは直接、いきいきプラザ一番町事務室(3265-6317)へ。

**男女共同参画センター** (千101-0024 神田和泉町1 5823-0772)

■女と男のライフセミナー「いざ脱皮宣言! 会社人から社会人へ」

さまざまな分野で働きたいと願う女性と、健康を害するほど忙しいのどこか縄張りを感じられない男性とのアンバランス。

思い込みという古い皮をそろそろ脱いで、もっと仕事を分け合って、社会の一員になりましょう。

とき 3月31日(水)午後6時30分~8時30分

会場 ちよだパークサイドプラザ(神田和泉町1)

講師 恩田大進氏(遊学塾主宰)

定員 30名(申込順)

申込み ファクシミリまたはハガキに、「ライフセミナー」、住所、氏名、電話番号を書いて、男女共同参画センター(5823-0775)へ。

講演会 「女と男の生き路びき~自分らしく輝く時代~」(ちよだ女性団体等連絡会共催)

とき 3月12日(金)午後6時30分~8時30分

講師 一番ヶ瀬康子氏(長崎純心大学教授)

会場 九段社会教育会館(九段南1-5-10)

定員 100名(申込順)

申込み 電話またはファクシミリで、「3.12講演会」、住所、氏名、

電話番号(満1歳以上の未就学児の一時保育を希望される方は、子どもの氏名と年齢を追記)を書いて、ちよだ女性団体等連絡会・萩村 3264-5578(ファクシミリ兼用)、または男女平等推進担当課へ。

※一時保育は、3月8日(日)までに申し込んでください。

米穀小売業(新規・更新)登録**(6月1日登録)受付**

申請期間 3月15日(月)~4月30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

申請書類 (勤)生活文化局米穀係、(区)商工振興課消費経済係で配布中

手数料 1件1販売所の申請につき9,000円、以後1販売所増えるごとに5,000円ずつ加算。

申請先 販売所が3店舗以内で全

て千代田区内に所在する場合は、(区)商工振興課消費経済係へ。販売所が4店舗以上、または複数の区市町村にまたがる場合は、(勤)生活文化局流通対策課米穀係(5388-3083)へ。

※卸売業の申請については、(勤)生活文化局米穀係にお問い合わせください。

地域振興券の交付申請はお済みですか?

地域振興券の交付対象と思われる方に、申請書類を郵送しました。申請の必要な方は、早めに手続きを済ませてください。また、対象と思われる方で、書類が届いていない場合は、お問い合わせください。

問合せ 地域振興券事業室